

有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての外国格付の表示を付する取扱業者等の認証の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表

○有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての外国格付の表示を付する取扱業者等の認証の技術的基準（令和4年9月21日財務省・農林水産省告示第22号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">有機農産物、<u>有機畜産物</u>及び有機加工食品についての外国格付の表示を付する取扱業者等の認証の技術的基準</p> <p>1 適用範囲 <u>この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“認証機関等”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第12条の2第1項の規定に基づき行う有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての外国格付の表示を付する取扱業者等の認証の技術的基準を規定する。</u></p> <p>2 引用規格 <u>次に掲げる引用規格等は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。これらの引用規格等は、その最新版を適用する。</u></p> <p>JAS 1605 <u>有機農産物</u> JAS 1606 <u>有機加工食品</u> JAS 1608 <u>有機畜産物</u> <u>有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者等の認証の技術的基準（平成17年11月25日農林水産省告示第1830号）</u> <u>有機畜産物についての生産行程管理者等の認証の技術的基準（平成17年11月25日農林水産省告示第1832号）</u> <u>有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）及び有機加工食品についての生産行程管理者等の認証の技術的基準（令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第25号）</u> <u>有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品についての小分け業者等の認証の技術的基準（令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第26号）</u> <u>有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての輸入業者の認証の技術的基準（令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第27号）</u></p> <p>3 用語及び定義 <u>この基準で用いる主な用語及び定義は、JAS 1605、JAS 1606及びJAS 1608による。</u></p> <p>4 外国格付の表示を付そうとする農林物資（以下“輸出品”という。）の受入れ及び保管のための施設 <u>有機農産物にあつてはJAS 1605の5.13、有機畜産物にあつてはJAS 1608の5.7、有機加工食品にあつてはJAS 1606の5.3に従い輸出品の受入れ、保管及び包装を行うのに支障のない広さ、明るさ及び</u></p>	<p>有機農産物、<u>有機畜産物</u>及び有機加工食品についての外国格付の表示を付する取扱業者等の認証の技術的基準</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>二 外国格付の表示を付そうとする農林物資（以下「輸出品」という。）の受入れ及び保管のための施設 <u>有機農産物にあつては有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）第4条の表収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理</u></p>

構造であり、適切に清掃されていなければならない。

5 輸出品の受入れ及び保管の実施方法

5.1 6.2に規定する受入保管責任者に、次の職務を行わせなければならない。

- a) 輸出品の受入れ、保管及び包装に関する計画の立案及び推進
b) (略)

5.2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備してなければならない。

- a) 有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品（以下“有機食品等”という。）の受入れ、保管及び包装に関する事項
b) (略)
c) 輸出品の受入れ、保管及び包装に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項
d) (略)
e) 輸出品の受入れ、保管及び包装の実施状況についての認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
f) (略)

5.3 内部規程に従い輸出品の受入れ、保管及び包装に関する業務を適切に行わなければならない。

5.4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしないなければならない。

6 輸出品の受入れ及び保管を担当する者の資格及び人数

6.1 受入保管担当者

輸出品の受入れ、保管及び包装を担当する者（以下“受入保管担当者”という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていなければならない。

- a) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの
b) (略)

6.2 受入保管責任者

次による。

- a) 受入保管担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が受入保管責任者として、認証機関等の指定する講習会（以下“講習会”という。）において輸出品の受入れ、保管及び包装に関する課程を修了してなければならない。
- b) 受入保管担当者が複数置かれている場合にあつては、受入保管担当者の中から、講習会において輸出品の受入れ、保管及び包装に関する課程を修了した者が、受入保管責任者として、1人

の項の基準、有機畜産物にあつては有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第4条の表と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理の項の基準、有機加工食品にあつては有機加工食品の日本農林規格（令和4年9月1日財務省・農林水産省告示第18号）第4条の表製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理の項の基準に従い輸出品の受入れ、保管及び包装を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造であり、適切に清掃されていること。

三 輸出品の受入れ及び保管の実施方法

1 三の2に規定する受入保管責任者に、次の職務を行わせること。

- (1) 輸出品の受入れ、保管及び包装に関する計画の立案及び推進
(2) (略)

2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

- (1) 有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品（以下「有機食品等」という。）の受入れ、保管及び包装に関する事項
(2) (略)
(3) 輸出品の受入れ、保管及び包装に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項
(4) (略)
(5) 輸出品の受入れ、保管及び包装の実施状況についての登録認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
(6) (略)

3 内部規程に従い輸出品の受入れ、保管及び包装に関する業務を適切に行うこと。

4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

三 輸出品の受入れ及び保管を担当する者の資格及び人数

1 受入保管担当者

輸出品の受入れ、保管及び包装を担当する者（以下「受入保管担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であつて、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの
(2) (略)

2 受入保管責任者

(1) 受入保管担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が受入保管責任者として、登録認証機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において輸出品の受入れ、保管及び包装に関する課程を修了していること。

(2) 受入保管担当者が複数置かれている場合にあつては、受入保管担当者の中から、講習会において輸出品の受入れ、保管及び包装に関する課程を修了した者が、受入保管責任者とし

選任されていなければならない。

7 外国格付の表示を付する組織及び実施方法

7.1 外国格付の表示を付する組織

外国格付の表示を付する部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有しなければならない。

7.2 外国格付の表示の実施方法

7.2.1 次の事項について、外国格付の表示に関する規程（以下“外国格付表示規程”という。）を具体的かつ体系的に整備していなければならない。

a)・b) (略)

c) 出荷後にJAS 1605, JAS 1608又はJAS 1606に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項

d) (略)

e) 外国格付の表示の実施状況についての認証機関等による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

7.2.2 外国格付表示規程に従い外国格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められなければならない。

8 外国格付の表示を担当する者の資格及び人数

外国格付の表示を担当する者として、講習会において外国格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれていなければならない。

9 現に有機農産物等についての生産行程管理者等の認証を受けている場合の取扱い

外国格付の表示を付する取扱業者又は生産行程管理者（以下“取扱業者等”という。）の認証を受けようとする取扱業者等が現に有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品についての生産行程管理者、小分け業者又は輸入業者の認証（以下“有機農産物等の認証”という。）を受けている場合であって、当該取扱業者等が次のa)～c)のいずれかの有機農産物等の認証の技術的基準の規定に適合して農林物資の受入れ及び保管のための施設を整備し、農林物資の受入れ及び保管を行い、並びに農林物資の受入れ及び保管を担当する者を配置しているときは、当該施設は箇条4に適合して整備された施設と、当該農林物資は箇条5に適合して受入れ及び保管されている農林物資と、当該者は箇条6に適合して配置された者と、それぞれみなす。

a) 有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者等の認証の技術的基準の箇条4～箇条6

b) 有機畜産物についての生産行程管理者等の認証の技術的基準の箇条4～箇条6

c) 有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）及び有機加工食品についての生産行程管理者等の認証の技術的基準の箇条4～箇条6

て、1人選任されていること。

四 外国格付の表示を付する組織及び実施方法

1 外国格付の表示を付する組織

外国格付の表示を付する部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること。

2 外国格付の表示の実施方法

(1) 次の事項について、外国格付の表示に関する規程（以下「外国格付表示規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。

ア・イ (略)

ウ 出荷後に有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項

エ (略)

オ 外国格付の表示の実施状況についての登録認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

(2) 外国格付表示規程に従い外国格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められること。

五 外国格付の表示を担当する者の資格及び人数

外国格付の表示を担当する者として、講習会において外国格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれていること。

六 現に有機農産物等についての生産行程管理者等の認証を受けている場合の取扱い

外国格付の表示を付する取扱業者又は生産行程管理者（以下「取扱業者等」という。）の認証を受けようとする取扱業者等が現に有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品についての生産行程管理者、小分け業者又は輸入業者の認証（以下「有機農産物等の認証」という。）を受けている場合であって、当該取扱業者等が次に掲げるいずれかの有機農産物等の認証の技術的基準の規定に適合して農林物資の受入れ及び保管のための施設を整備し、農林物資の受入れ及び保管を行い、並びに農林物資の受入れ及び保管を担当する者を配置しているときは、当該施設は一の規定に適合して整備された施設と、当該農林物資は二の規定に適合して受入れ及び保管されている農林物資と、当該者は三の規定に適合して配置された者と、それぞれみなす。

1 有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準（平成17年11月25日農林水産省告示第1830号）一から三まで

2 有機畜産物についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準（平成17年11月25日農林水産省告示第1832号）一から三まで

3 有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）及び有機加工食品についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準（令和4年9月28日財務省・農林水

d) 有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品についての小分け業者等の認証の技術的基準の箇条4～箇条6

e) 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての輸入業者の認証の技術的基準の箇条4～箇条6

10 同時に有機農産物等の認証を取得しようとする場合の取扱い

外国格付の表示を付する取扱業者等の認証を受けようとする取扱業者等が同時に有機農産物等の認証を受けようとする場合であって、箇条9のa)～e)のいずれかの有機農産物等の認証の技術的基準の規定に適合して農林物資の受入れ及び保管のための施設を整備し、農林物資の受入れ及び保管を行い、並びに農林物資の受入れ及び保管を担当する者を配置しているときは、当該施設は箇条4に適合して整備された施設と、当該農林物資は箇条5に適合して受入れ及び保管されている農林物資と、当該者は箇条6に適合して配置された者と、それぞれみなす。

産省告示第25号) 一から三まで

4 有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準 (令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第26号) 一から三まで

5 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての輸入業者の認証の技術的基準 (令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第27号) 一から三まで

七 同時に有機農産物等の認証を取得しようとする場合の取扱い

外国格付の表示を付する取扱業者等の認証を受けようとする取扱業者等が同時に有機農産物等の認証を受けようとする場合であって、六の1から5までに掲げるいずれかの有機農産物等の認証の技術的基準の規定に適合して農林物資の受入れ及び保管のための施設を整備し、農林物資の受入れ及び保管を行い、並びに農林物資の受入れ及び保管を担当する者を配置しているときは、当該施設は一の規定に適合して整備された施設と、当該農林物資は二の規定に適合して受入れ及び保管されている農林物資と、当該者は三の規定に適合して配置された者と、それぞれみなす。